

第4次かつらぎ町長期総合計画策定方針

1 長期総合計画策定の趣旨

かつらぎ町は、平成17年10月1日（2005年）にかつらぎ町と花園村の合併（編入合併）により誕生してから7年迎えます。平成15年7月に策定した「第3次長期総合計画」及び平成16年12月に策定した「新町まちづくり計画」を基に諸施策を展開してきましたが、現計画は平成24年度に目標年次を迎えます。

しかし、少子高齢化の進行による人口構造の変化、人口の減少、農林業の活性化、生活基盤整備等のさまざまな行政課題並びに経済の低迷化など行政を取り巻く環境の大きな変化及び地方分権の進展に伴い、行政に求められるニーズが高度化・多様化する一方で、国・地方自治体ともに深刻な財政危機に直面しています。

このような中で、町が持続的発展を遂げるためには、限られた財源、資源を効率的、効果的に活用できるような自治体経営基盤を確立するとともに、地域の特色が生かせるような政策を自らが考え、それらの政策を総合的かつ体系的に構築し展開することが求められています。

そのため、かつらぎ町では、こうした社会・経済情勢の変化や行政を取り巻く状況の変化、町の地域特性等を踏まえつつ、町の目指すべき将来の姿を明確に示し、「笑顔で暮らせるまちづくり」を推進し、新たな町政運営の指針となる「第4次かつらぎ町長期総合計画」を策定するものです。

2 長期総合計画の概要

(1) 計画の名称

第4次かつらぎ町長期総合計画（愛称、別称については、計画の策定過程において町民の意向も考慮しながら決定します。）

(2) 計画の構成

「基本構想」及び「基本計画」の2層構造とします。

(3) 計画の内容

①基本構想

- 町の現状、課題及び可能性などを踏まえ、まちづくりの基本理念、目指すべきまちの将来像を定め、それを実現するための施策の基本的な方向性を示すものです。長期的な展望に立って総合的かつ計画的な自治体経営を行うための基本指針となるものです。
- 計画期間 平成25年度(2013年度)～平成34年度(2022年度)の10年間
- 目標年次 平成34年度(2022年度)

②基本計画

- 基本構想に掲げる将来像を実現するための施策を具体化し、各分野にわたって取り組むべき基本的施策を総合的、体系的に示すものです。社会経済情勢の変化に対応するため、計画期間は、前期と後期に区分し、各5年の計画期間とします。
- 前期基本計画：平成25年度(2013年度)～平成29年度(2017年度)
- 後期基本計画：平成30年度(2018年度)～平成34年度(2022年度)

3 総合計画策定の視点

(1) わかりやすい計画づくり

長期総合計画は、行政運営の目標を示すだけでなく、まちづくりの主体である町民と行政の共通目標であることが求められるため、よりわかりやすい内容や表現に努め、町民の目線に立ったわかりやすい計画づくりを進めます。

(2) 住民との協働による計画づくり

まちづくりの基本的指針となる長期総合計画は、行政だけが設計し役割を担うのではなく、地域や町民が一緒になって策定するという認識のもとに進めていく必要があります。計画策定の段階に住民意見等（委員公簿）の反映及び長期総合計画策定審議会での意見を聴き、町民と情報を共有するとともに住民参加の機会の確保に努め、広く町民の意見を集約することで町民の目線に立った計画づくりを進めます。

また、住民が主体となった協働のまちづくりの実現を目指した、長期総合計画を図ります。

(3) 行財政改革の推進と実現性の確保

少子高齢化や経済の停滞は地方税収にも影響を及ぼしており、町の財政状況も依然として厳しい状況にあります。このような状況から、計画の策定に当たっては、より一層の行財政改革を進めるとともに、中長期的な財政予測との整合を図り、重要度や緊急性など事業の優先度を考慮して、効率的で実現性の高い計画策定に努めます。

4 長期総合計画の策定体制

第4次かつらぎ町長期総合計画を策定するための体制は、次のとおりとします。

(1) かつらぎ町長期総合計画策定審議会

附属機関の設置等に関する条例により設置する審議会で、委員は、町内各種団体の代表者、識見を有するもの及び公募住民等の13名で構成します。

委員構成予定

(商工会代表、自治区長会会長、紀北川上農協、女性会議代表、青年団体連絡協議会代表、消防団、教育委員会委員長、民生児童委員会会長、医師会長、人権擁護委員会代表、公募2名、和歌山大学教授)

審議会は、町長の諮問に応じ必要な事項の調査及び審議を行い、長期総合計画に関する答申を行います。

(2) 庁内体制

- ・ 長期総合計画は町の最上位の計画であり、計画行政の根幹となることから、全庁的な策定体制を構築し、職員の創意を結集します。

① 長期総合計画策定委員会

- ・ 副町長を委員長、副委員長を企画公室長とし、教育長並びに各課室及び委員会等の長のうちから町長が任命したもので組織し、基本構想案及び基本計画案について庁内における意思決定機関として最終的な合意形成を図ります。

② 全職員

- ・ 計画策定には職員すべてが一丸となって取り組んでいく必要があり、職員一人ひとりが自覚を持って積極的に計画策定に関わっていくものとします。

5 総合計画策定スケジュール

- ・ 総合計画を構成する2つの計画は、次のとおり策定作業を進めます。

① 基本構想及び基本計画

- ・ 平成24年6月から策定作業に取り掛かり、平成25年3月末を目途に素案をまとめて、長期総合計画策定審議会の答申により計画を定め、最終的に平成25年4月以降に計画案を議会に提案する予定です。